

この計画で定めたことは、居住者全員が守らなければなりません。

1 防火管理者等の業務について（居住者に防火管理者が誰なのか徹底が必要です。）

防火管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 消防機関への報告及び連絡
- (2) 居住者への火災予防対策、火災発生時及び地震発生時に近隣者が行うべき行動の呼び掛け
- (3) 建物、屋外階段等の自主検査の実施及び報告
- (4) 共用部分における消防用設備等（ _____ ）
の点検及び維持管理
- (5) 居住者に対する消防訓練参加の呼び掛け
- (6) 消防機関から配布された広報紙の回覧及び管理
- (7) その他

2 居住者が行う防火管理対策について

居住者は、自己の責任において、次の対策を行う。

- (1) 住戸内における火気管理
- (2) 住戸出入口防火戸の閉鎖機能の維持管理
- (3) バルコニーにおける避難障害となる物件の除去
- (4) 階段・通路等の共用部分における燃えやすいもの及び避難障害となる物品の除去
- (5) 消防用設備等（ _____ ）の周囲における使用障害となる物品の除去
- (6) （ _____ ）の周囲における使用障害となる物品の除去
- (7) その他

3 火災が発生した場合の行動について

- (1) 火災を発生させた者、又は火災を発見した居住者は、大声で他の居住者に知らせる。
- (2) 119番通報は、火災を発生させた者、発見した居住者、同一階の居住者が協力して行う。
- (3) 初期消火は、消防隊が到着するまで居住者が協力して行う。
- (4) 玄関から避難できない場合にあっては、バルコニーの仕切板を破壊して隣戸から安全な場所へ避難を行う。
- (5) その他

4 地震前及び地震時の行動について

- (1) 地震に備えて、家具等の転倒防止、非常用物品の準備・保管
- (2) 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。
- (3) 地震が発生した場合は、使用中の火気の消火を行う。
- (4) 各設備器具は、安全を確認した後使用する。
- (5) 火災や救助を必要とする者が発生したら、居住者全員で協力し合い、初期消火や初期救護を行う。
- (6) 不確実な情報やデマに惑わされず、ラジオや防災機関からの情報を信じる。
- (7) 周辺住民と協力し震災活動を行う。
- (8) 防災関係機関の避難命令により、広域避難場所等に避難する。
- (9) 避難時は、分電盤の電源を落とし、ガスの元栓を閉状態にしてから避難する。
- (10) 地震後は、火気使用設備、器具等の破損状況を検査し安全であることを確認した後、使用を再生する。
- (11) その他

5 訓練について

- (1) 防火管理者は、居住者に対して消防用設備等・特殊消防用設備等の設置場所及び使用方法、避難経路等の周知徹底を行う。
- (2) 居住者は、町内会・自治会等が実施する地域の訓練に積極的に参加して訓練を行う。
- (3) 居住者は、消火器を用いた消火訓練を積極的に行う。
- (4) その他

6 共用部分における消防用設備等・特殊消防用設備等の点検及び報告について

- (1) 消防用設備等・特殊消防用設備等は、点検設備業者に委託して行うものとし、防火管理者がその結果を（1年・3年に1回）消防署に報告する。
- (2) その他

7 その他

- (1) 放火防止対策
建物内外の整理整頓、共用部分等には、可燃物等に物品を置かない。

8 防火管理業務の一部委託について		[該当 非該当]
受託者の氏名 及び住所等	職・氏名（名 称）	
	住所等（所在地）	
防火管理者の 状況 （該当する場 合のみ記入し ます。）	防火管理者職・氏名	
	営 業 所 等	
	教育担当者講習 修了者職・氏名	
	教 育 計 画	
防火管理業務 の委託状況	委 託 範 囲	<input type="checkbox"/> 常駐 <input type="checkbox"/> 巡回 <input type="checkbox"/> 遠隔監視
	委託業務実施方法	
9 避難経路図		